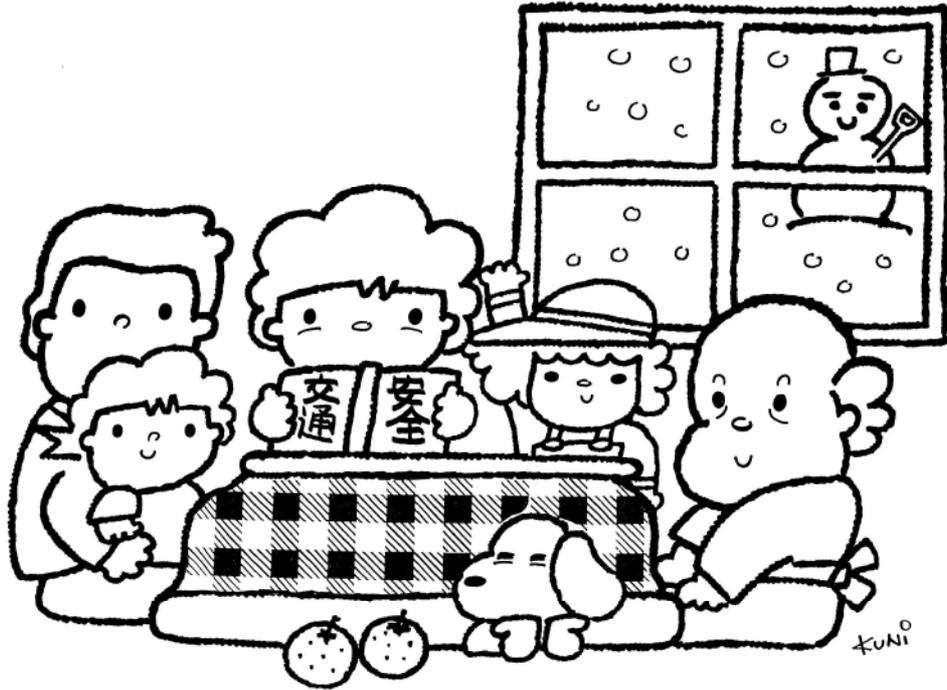


令和2年

# 年末の交通安全市民運動 実施要綱

12月1日（火）～12月10日（木）



一宮市・一宮市交通安全都市推進協議会

**ストップ・ザ  
交通事故**

**高めようモラル  
守ろうルール**

# 年末の交通安全市民運動実施要綱

## 1. 目的

年末は、師走特有の慌ただしさから運転者や歩行者等の注意力が散漫となり、交通事故の多発が心配されます。また、飲酒の機会も増えることから、飲酒運転による事故が懸念されます。さらに、この時期は、1年を通じて日没時刻が最も早くなり、下校時や帰宅時の交通量が多い時間帯と夕暮れ時が重なることから、交通事故の発生が心配されます。

そこで、この時期に行われる県民運動に合わせ、一宮市でも交通安全運動を実施し、市民一人一人の交通安全意識を高めるとともに、安全運転や安全行動の実践を通じて交通事故の防止を図ります。

## 2. 期間

令和2年12月1日（火）から12月10日（木）までの10日間

## 3. 主 唱

一宮市・一宮市交通安全都市推進協議会

## 4. 実施機関・団体

市内の各種団体

## 5. 年間スローガン

「交通事故絶滅」を願って、

市民一人ひとりが交通安全を心掛けよう

### サブスローガン

広めよう 交通安全スリー<sup>エス</sup>運動

スリーSとは・・・

・Stop（ストップ）

赤信号はストップ、一時停止場所でストップ、飲酒運転をストップ



- Slow（スロー）

高齢者や子どもを見たら速度を落とすスローな運転

- Smart（スマート）

全ての人に対して思いやりをもった、スマートな運転

## 6. 運動の重点

- （1）夕暮れ時と夜間の交通事故防止と飲酒運転等の危険運転の根絶
- （2）子どもを始めとする歩行者の安全と自転車の安全利用の確保
- （3）高齢運転者等の安全運転の励行
- （4）家庭から交通安全の輪を広げよう

## 7. 運動の重点施策

- （1）夕暮れ時と夜間の交通事故防止と飲酒運転等の危険運転の根絶

ア 夕暮れ時から夜間の事故を防ぐため、明るい目立つ色の服装の着用や靴、衣服などに反射材用品を付けるようにする。

イ 自転車の整備点検を行い、前照灯の早めの点灯をはじめ、交通ルール・マナーを理解する。

ウ **ライト・オン運動**（日没1時間前に前照灯を点灯）を実施する。

12月は16時を目安に点灯する。雨天・曇天の視界不良時は昼間でも点灯する。

エ ドライバーは、特に夕暮れ時と夜間・早朝は、速度を落とすよう意識する。対向車や先行車がないときは、走行用前照灯（ハイビーム）を活用する。

オ 飲酒運転による事故の悲惨さと責任の重大さについて、家庭や地域、職場で話しあう。

カ 飲酒を伴う会合などへの出席は、公



共の交通機関、タクシー、運転代行サービス等を利用したり、家族に送迎を依頼したりする。

キ 地域ぐるみで飲酒運転根絶のためのキャンペーンなどの広報・啓発を行う。

ク 家庭・地域・職場では、「**飲酒運転四（し）ない運動**」や「**ハンドルキーパー運動**」を推進する。

「飲酒運転四（し）ない運動」

運転者は .....  運転するなら酒を飲まない。

酒を飲んだら運転しない。

家庭・地域では .....  運転する人に酒をすすめない。

酒を飲んだ人に運転させない。

「ハンドルキーパー運動」

自動車で飲食店に来て飲酒する場合、仲間同士や飲食店の協力を得て飲まない人（ハンドルキーパー）を決め、その人は酒を飲まず、仲間を自宅まで送り、飲酒運転事故を防止する運動



ケ 運転しながらスマートフォン等の画面を見たり、通話や操作をしたりする行為は、周囲の危険を発見することができず、重大な交通事故につながりうる極めて危険な行為と認識し、絶対にしない。

コ 妨害運転（あおり運転）は重大な交通事故につながる悪質・危険な行為で、車を運転する際は、「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持った運転の必要性を認識し、十分な車間距離を保つとともに、不必要な急ブレーキや無理な進路変更や追越し等は絶対にしない。

(2) 子どもを始めとする歩行者の安全と自転車の安全利用の確保

ア 歩行者は、横断歩道が近くにあるところでは横断歩道を利用する、信号を守るなど、交通ルールを守る。

イ 安全な道路の通行方法や自宅周辺の危険箇所や事故に遭わない安全な自転車の乗り方について十分話し合う。

ウ ドライバーから目立つよう手を挙げて横断する「**ハンド・アップ運動**」を推進する。

エ 自転車利用者も交通ルールや交通マナーを守って安全に自転車を利用し、幼児・児童の乗車用ヘルメット着用はもちろんのこと、全ての自転車利用者はヘルメット着用を行う。

オ 自転車利用者も加害者になり得ることを認識し、各種保険に加入する。

### (3) 高齢運転者等の安全運転の励行

ア 子どもや高齢者、障害者等を見かけたら速度を落とすなどの思いやり運転を実践する。

イ 横断歩道手前では減速するなど、横断歩道における歩行者優先を徹底する。

ウ 「カチッと100!」を合言葉に、全ての座席のシートベルトの着用率100%を目指す。

エ 子どもの体格に合ったチャイルドシート・ジュニアシートを選ぶとともに、確実な取り付けを行うなど正しく使用する。



オ 加齢等に伴う身体機能の変化（認知機能の低下、反射神経の鈍化など）が運転等に及ぼす影響や高齢者の運転特性について交通安全の観点から話し合う。

カ 運転免許証の自主返納について話し合う。

キ 70歳以上の運転者について、高齢運転者標識の使用を促進する。



(高齢運転者標識)

(4) 家庭から交通安全の輪を広げよう

ア 毎月1日の「一宮市交通安全デー」や、10日・20日・30日の「交通事故死ゼロの日」には、身近な交通事故を話題にし、家族みんなで話し合い「わが家の交通安全宣言」を行う。

イ 家族が外出するときは「交通安全」のひと声をかける。

## 8. 運動の進め方

市、警察、教育委員会及び交通安全協会は、相互に緊密な連絡をとり、運動の周知徹底、重点施策の達成に努めます。

また、各実施機関・団体は、それぞれの実情に即した組織的、継続性のある具体的な運動計画を立て、組織全体にこの運動の趣旨が浸透するよう実施します。

# 12月は飲酒運転根絶強調月間

絶対にしない、させない、許さない。

愛知県の平成31年・令和元年中の交通事故死者数153人のうち飲酒による死亡事故は13人（前年比±0人）でした。また、人身事故件数は30,836件のうち229件（前年比+11件）でした。

また、令和2年6月末の自治体別で見た飲酒運転による検挙者数で、一宮市は県下で4番目に多い40人、免許人口1万人あたりでは1.54人となっています。（愛知県警察ウェブサイトより引用）

県内では、依然として飲酒運転による重大な交通事故が後を絶たず、事故の重大性、悲惨さを考えると、その根絶に向けての取り組みは、一層進めていく必要があります。

## 飲酒運転をなくすための取り組み

### 家庭での取り組み

家庭で飲酒運転による事故の悲惨さと責任の重大さについて話し合う。

飲酒をした時は、わずかな距離であっても車に乗らない。

飲酒の伴う会合がある時は、事前に帰宅方法について話し合っておく。

### 飲食店での取り組み

車を運転する人に飲酒を勧めない。

「ハンドルキーパー運動」の推進（仲間同士や飲食店の協力を得て飲まない人（ハンドルキーパー）を決め、その人は酒を飲まず、仲間を自宅まで送る。）

酒類を提供した飲食店も厳しく罰せられます。飲食店は車を運転する人には酒類を提供しないようにする。

## 高齢者の交通事故防止

10月末までの愛知県内の交通事故による死者のうち半数が65歳以上の高齢者です。一宮市内においては、10月末現在交通事故による死者数7人のうち4人が高齢者となっています。



横断歩道を渡りましょう。

横断歩道以外の横断は危険です。必ず横断歩道を渡りましょう。

「車が止まってくれるだろう」という前提は危険です。左右を確認して近くに車がいる時は、通り過ぎるのを待つか、確実に車が止まるのを確認してから横断するようにしましょう。

自転車も交通ルールを守りましょう。

「止まれ」の標識のあるところは必ずいったん止まりましょう。

交差点では必ず左右の安全確認をしましょう。

進路を変えたり、道路の向こう側へ行く時は、止まって振り返り、後ろの安全を確認しましょう。

冬は、日が暮れるのが早いので、夕暮れ時は、早めに自転車のライトを点灯させましょう。

慣れた道でも気をつけましょう。

ちょっとした外出時に事故が発生しています。

慣れた道路でも油断しないでください。

反射材をつけましょう。

外出する時は、朝夕に限らず明るい服装を身につけましょう。

夜間は、反射材・懐中電灯を活用しましょう。特に、夜が長い、冬場において交通事故を防ぐために大変効果的です。

# 実施要項

## ◎一宮市

### 1 広報などによるPR

市広報や広報用ディスプレイ等により、交通安全運動の周知徹底と交通安全意識の高揚を図る。また、市の各課へ会議等開催の際に、交通安全一口広報を実施してもらうよう依頼する。

(市民協働課)

### 2 自転車シミュレーターの利用促進PR

町内会、老人クラブ、学校等で行われる交通安全教室で市が所有する自転車シミュレーターを利用し、自転車の乗り方、交通ルールを確認してもらうことにより交通安全意識の高揚を図る。

(市民協働課)

### 3 道路環境の整備

歩車道、路側帯などにおける不法看板等、通行の妨げになる物の排除を促進し、安全な交通環境の整備を図る。

(まちづくり部・建設部各課)

### 4 高齢者及び障害者に対する交通安全指導

高齢者の生きがいと健康づくり推進協議会、老人クラブ、障害者福祉団体などの組織を通じて交通安全を呼び掛けるとともに、その他の社会福祉関係団体にも運動の趣旨を周知し、交通安全意識の高揚を図る。

(福祉課・高年福祉課)

### 5 保育園・幼稚園における交通安全事業の実施

各園や保護者会に対し、幼児が交通ルールや交通マナーの基本を習得するための組織的、計画的事業の実施を働きかける。

(保育課)

### 6 交通安全資材等の配布

チラシや反射材用品など交通安全啓発資材の配布により、交通安全の促進を図る。

(市民協働課)

## ◎教育委員会

### 1 学校における交通安全事業の実施

事故に遭わないよう、児童生徒に対し交通安全運動の趣旨を周知するとともに、交通安全の啓発のため各校に対し組織的、計画的事業を実施するよう働きかける。

(学校教育課)

### 2 生涯学習関係団体の活動、スポーツ活動等における交通安全事業の実施

生涯学習関係団体の活動、公民館活動、スポーツ活動などを通じ、交通安全運動の趣旨を周知するとともに、交通事故防止に関する事業を実施する。

また、交通安全の基本理念「交通安全は家庭から」をふまえ、家庭を中心とした啓発活動を実施する。

(生涯学習課・スポーツ課)

## ◎学校

### 1 児童生徒に交通ルールを周知徹底する

低学年ほど事故に遭う危険が高い状況から、正しい通行方法、交通マナーを中心とした交通安全教室を開催するなど、基本的な交通ルールの理解に努める。

### 2 自転車の交通事故防止

自転車の正しい乗り方を指導するとともに、自転車の安全点検、ヘルメットの着用、ライトの点灯などを徹底し、整備不良車は使用させないようにする。

### 3 通学路の安全点検

通学路の安全性を点検し、その利用状況の把握に努めるとともに、交通安全意識の指導強化を図る。

### 4 地域との連携

見守り隊や地域交通安全会など地域と学校との情報交換や連携を密にする。

## ◎事業所など

### 1 交通安全旗などの掲出

交通安全を一層促進するため、交通安全旗などを掲出し交通安全意識の高揚を図る。

## 2 企業内ドライバーの運転マナーの向上に努める

企業内ドライバーに対し、「シートベルト着用」「ゆっくり走ろう」など安全教育を徹底し、運転マナーの向上に努める。

## 3 自動車の安全運行や運転管理の再点検

雇主や安全運転管理者は、自動車の整備及び労務面の安全管理を再点検し、企業一丸となって事故を起こさないよう努める。

朝礼、諸会議等の機会を利用し、子どもと高齢者の特性について指導し、「子どもと高齢者を交通事故から守る」という意識を高める。また、「飲酒運転四（し）ない運動」や「ハンドルキーパー運動」を推進する。

## ◎地域交通安全会

1 町内会の各種会合を有効に活用した啓発活動を推進する。

2 地域住民に対し交通安全運動の趣旨を周知する。

3 地域の交通安全決起大会等地域に即した活動を実践し、交通安全意識の高揚を図る。

4 地域が一体となって「飲酒運転四（し）ない運動」を推進する。

## ◎老人クラブ、子ども会、女性の会などの団体

会員が事故に遭わないよう、組織を通じ交通安全運動の趣旨を周知するとともに、それぞれの団体に即した活動を実践し交通安全意識の高揚を図る。

## ◎警察署

1 各種媒体による交通安全意識の啓蒙

チラシなどによりシートベルトの着用、スピードダウンなどのPR対策を実施し、ドライバーに交通安全を呼び掛ける。

2 飲酒運転、暴走運転などの危険性の周知と取締り強化

飲酒運転、暴走運転などは死亡事故の原因となることから、継続的な指導を行い、取締り強化を図る。

### 3 違法駐車取締り強化

違法駐車は交通の妨げになるばかりでなく交通事故の原因になるため、その取締り強化を図る。

## ◎国道事務所、県建設事務所

交通標識及び歩道、路側帯など安全施設の点検並びに障害物の排除を促進し、交通環境を整備する。



## 令和2年 交通安全運動期間等一覧

**春の交通安全市民運動期間**（全国一斉）

4月6日～4月15日（10日間）

**夏の交通安全市民運動期間**（県内一斉）

7月11日～7月20日（10日間）

**秋の交通安全市民運動期間**（全国一斉）

9月21日～9月30日（10日間）

**年末の交通安全市民運動期間**（県内一斉）

12月1日～12月10日（10日間）

**交通事故死ゼロの日**

毎月10日・20日・30日

**高齢者を交通事故から守る日**

毎月30日（2月は末日）

**高齢者交通安全週間**

9月14日～9月20日（7日間）

**自転車・二輪車安全利用の日**

毎月10日

**自転車・二輪車安全利用月間**

5月

**バイクの日**

8月19日

**ライト・オン運動（夕暮れ時の前照灯早め点灯運動）**

年間通じて

**横断歩道の日**

毎月11日

**シートベルト・チャイルドシートの日**

毎月20日

**シートベルト・チャイルドシート着用徹底強化旬間**（旬間の最後の平日は関所実施予定日）

2月11日～2月20日（10日間）

**飲酒運転根絶の日**

毎月第4金曜日

**飲酒運転根絶強調月間**

12月

**一宮市交通安全デー**

毎月1日

# 令和2年 交通安全年間スローガン

## 《運転者(同乗者を含む)へ呼びかけるもの》

内閣総理大臣賞(最優秀作)

スマホより 横断歩道の 僕を見て

内閣府特命担当大臣賞(優秀作)

あおるより ゆずるあなたが カッコいい

警察庁長官賞(優秀作)

見過ごすな 信じて挙げた 小さな手

全日本交通安全協会会長賞(佳作)

もういいかい 残ったお酒が まあだだよ

返納も 新たな道の 選択肢

ハイビーム こまめに活用 事故防止

## 《歩行者・自転車利用者へ呼びかけるもの》

内閣総理大臣賞(最優秀作)

夕暮れの 一番星は 反射材

内閣府特命担当大臣賞(優秀作)

危ないよ イヤホン スマホで うわの空

警察庁長官賞(優秀作)

ママあぶない 横断歩道は あそこだよ

全日本交通安全協会会長賞(佳作)

歩行者を 気づかう心で 踏むペダル

歩きスマホ 危険といっしょに 歩いてる

子も親も 自転車乗る時 ヘルメット

《中学生以下へ交通安全を呼びかけるもの》

内閣総理大臣賞(最優秀作)

しっかりと 止まってかくにん 横だん歩道

内閣府特命担当大臣賞(優秀作)

手をあげて 小さな君も 信号機

警察庁長官賞(優秀作)

あっあぶない！ スマホに危険は うつらない

文部科学大臣奨励賞(優秀作)

交差点 命のきけんが かくれんぼ

全日本交通安全協会会長賞(佳作)

いっちゃだめ きいろはすぐに あかしんごう

しんごうが ういんくしたら とまろうね

ベルトした？ うしろの席も もうしたよ

令和2年広報重点

◆横断歩道 歩行者いれば 赤信号

◆そのスマホ あなたの未来 見えますか

◆自転車に 乗った瞬間から <sup>とき</sup> <sup>ドライバー</sup> 運転者